

令和７年度

事後評価説明資料

河川事業
北川（下流）土地利用一体型水防災事業

令和7年12月19日



宮崎県公共事業事後評価

(事後評価の実施)

- (1) 事業評価シートを作成する。
- (2) 事後評価の実施手順
- (3) 事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される付属機関等が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該付属機関等において審議を行うものとする。

県土整備部公共事業事後評価実施基準

平成25年3月1日
県土整備部技術企画課

1 目的

この基準は、県土整備部が宮崎県公共事業事後評価実施要綱（平成25年3月1日県土整備部技術企画課定め。以下「実施要綱」という。）により行う公共事業の事後評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

3 事後評価の実施（実施要綱第4条関連）

- (1) 事後評価を行う場合は、事後評価シート（別記様式第1号又は同第2号）を作成するものとする。
- (2) 事後評価の実施手順は別表2によるものとする。
- (3) 複数の事業が一体となって実施された事業にあっては、各事後評価の実施主体等が調整して、事後評価を実施することができるものとする。
- (4) 事業効果等の検証のために、学識経験者等から構成される付属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により法律又は条例に基づき設置された付属機関又は私的諮問機関をいう。以下同じ。）が設置されている場合は、評価委員会に代えて、当該付属機関等において審議を行うものとする。

宮崎県河川整備学識者懇談会設置要綱

平成26年8月27日
県土整備部河川課

(設置)

第1条 県管理河川における河川整備計画（以下「整備計画」という。）の策定、点検、変更及び事後評価について、広く学識経験者から意見聴取を行うため、宮崎県河川整備学識者懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 整備計画の策定に関すること。
- (2) 整備計画の点検及び変更に関すること。
- (3) 整備計画により実施された事業のうち、県土整備部公共事業事後評価実施基準により事後評価の対象となる事業についての審議に関すること。

宮崎県公共事業評価

(目的)

公共事業の実施箇所において、その必要性と効果について、客観的な評価を行い、効率的・効果的な社会資本整備の実現を図る。

また、公共事業の実施や継続の決定プロセスの透明化を進めるとともに、県民に対する説明責任の向上を図ることを目的とする。

宮崎県公共事業評価

〔事前評価〕

事業着手前の段階において、事業着手の妥当性や優先度を明確にする観点から、事業の重要度や投資効果（費用対効果）による評価を行う。

〔再評価〕

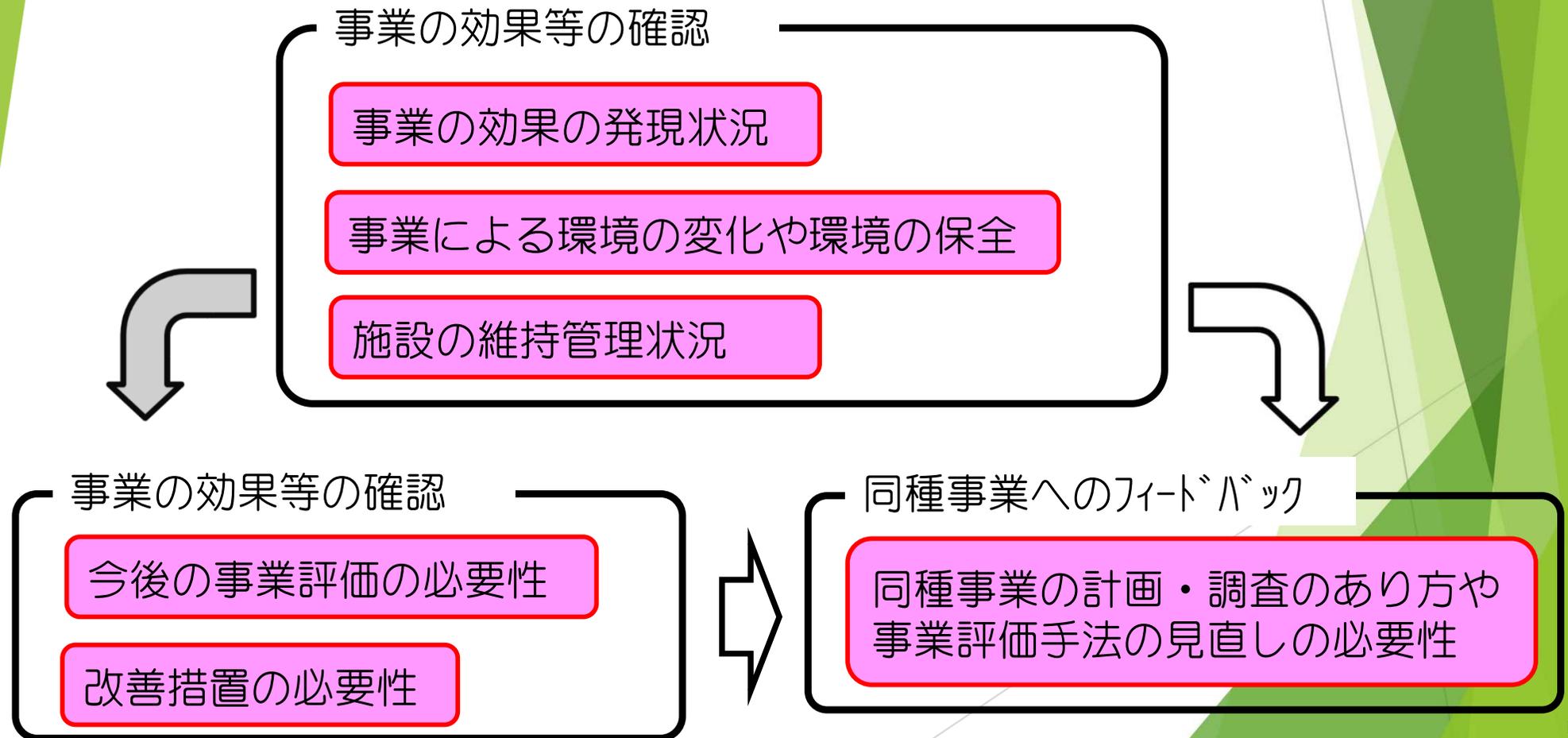
事業着手後、一定期間を経過した時点で継続中である事業箇所等について評価を行う。

〔事後評価〕

事業完了後、一定期間が経過した段階において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映させる観点から、事業の効果の発現状況や環境への影響等について評価を行う。

宮崎県公共事業事後評価

公共事業の完了後、一定期間が経過した段階において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しに反映させる観点から、事業の効果の発現状況や環境への影響等について評価を行う。



宮崎県公共事業事後評価

(事後評価の対象事業)

(1) 事後評価の対象事業は、全体事業費5億円以上のもの。

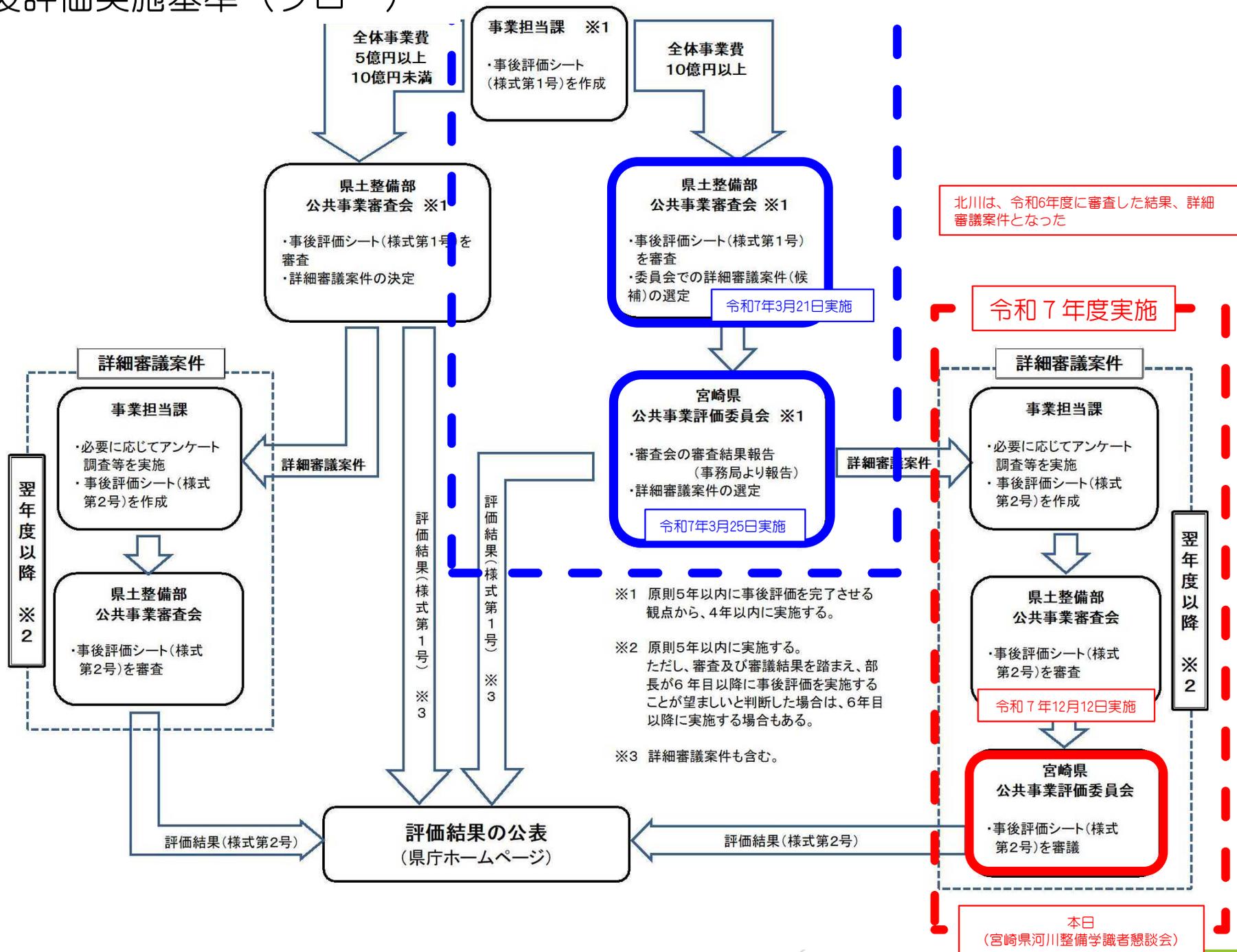
→ 北川土地利用一体型水防災事業
約5.4億円

(2) 事後評価は、事業完了後、原則5年以内に実施する。

→ 令和3年度完了
令和6年に公共事業評価委員会で詳細審議
案件に選定

●事後評価実施基準（フロー）

令和6年度実施



【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

事業名	河川事業（土地利用一体型水防災事業）			事業課名	河川課
箇所名	一級河川五ヶ瀬川水系北川（下流）			市町村名	延岡市
事業費	約54億円	事業期間	H16～R3	評価実施年月	令和7年12月

1 全体計画

位置図

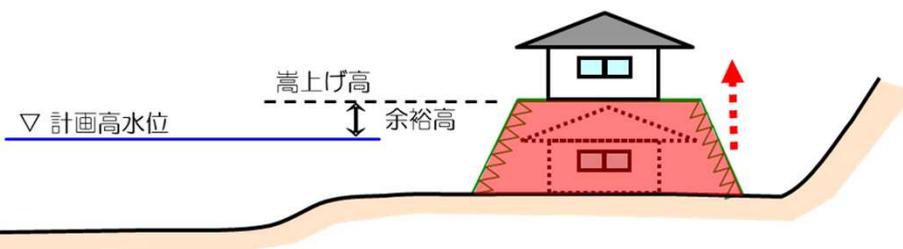


平面図



標準横断面図

〔宅地嵩上げ〕



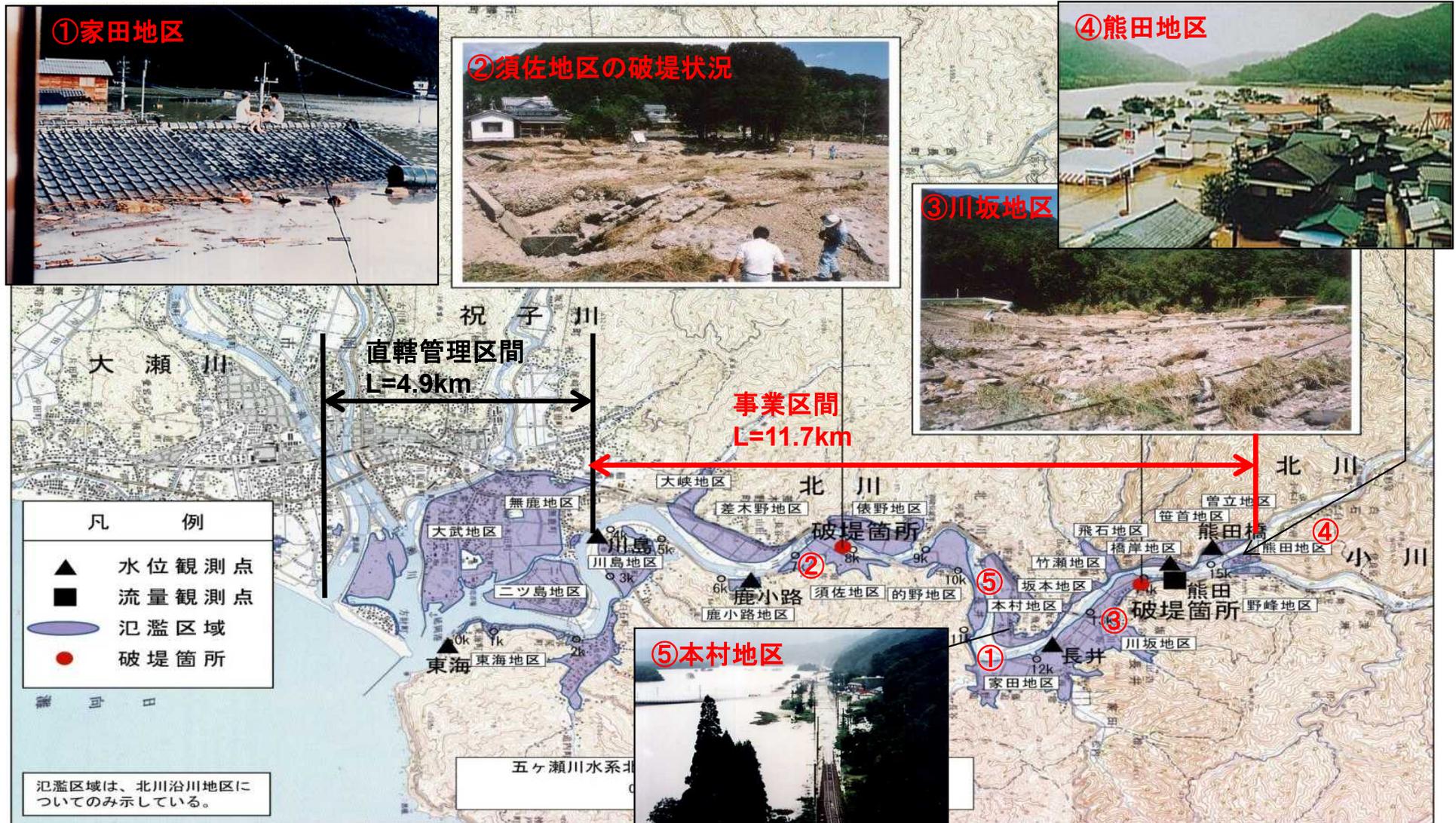
計画規模 4,000m³/s:熊田基準地点
 (概ね25年に1回程度発生する洪水規模)
 北川 L=11.7km
 宅地嵩上 177戸(9地区)

【事後評価】河川事業（北川（下流））土地利用一体型水防災事業）

2 事業の目的

北川では、平成9年に甚大な浸水被害が発生したことから、同年に河川激甚災害対策特別緊急事業に着手し、河道掘削と築堤を行うとともに、霞堤方式による治水対策を進めてきた。一方で、霞堤方式の採用により、平成9年洪水と同規模の出水に対して浸水家屋が残ること、また、流域の住民からも早期な治水対策の要望が強く、治水安全度を早期に向上させる必要があることから、浸水被害の軽減を図ることを目的に宅地嵩上げを行う土地利用一体型水防災事業を採用した。

<浸水被害状況>



【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

【事業の目的】

- 宅地嵩上げのうち、建物、工作物等の嵩上げは県が費用を負担し、その所有者が施工する。
- 宅地盤の嵩上げ及びこれに要する擁壁やアクセス路の設置は所有者の許可を得て、河川管理者で実施する。
- 通常の河川改修と異なり、嵩上げ対象の土地に存する建物の嵩上げが補償の対象となり、構外再築については、原則認めていない。

<宅地嵩上げのながれ>



① 着手前



② 基礎の切り離し完了 所有者で実施



③ ジャッキアップ完了 所有者で実施



④ 盛土完了 県で実施



⑤ 擁壁完了 県で実施



⑥ 完了

【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

災害危険区域について

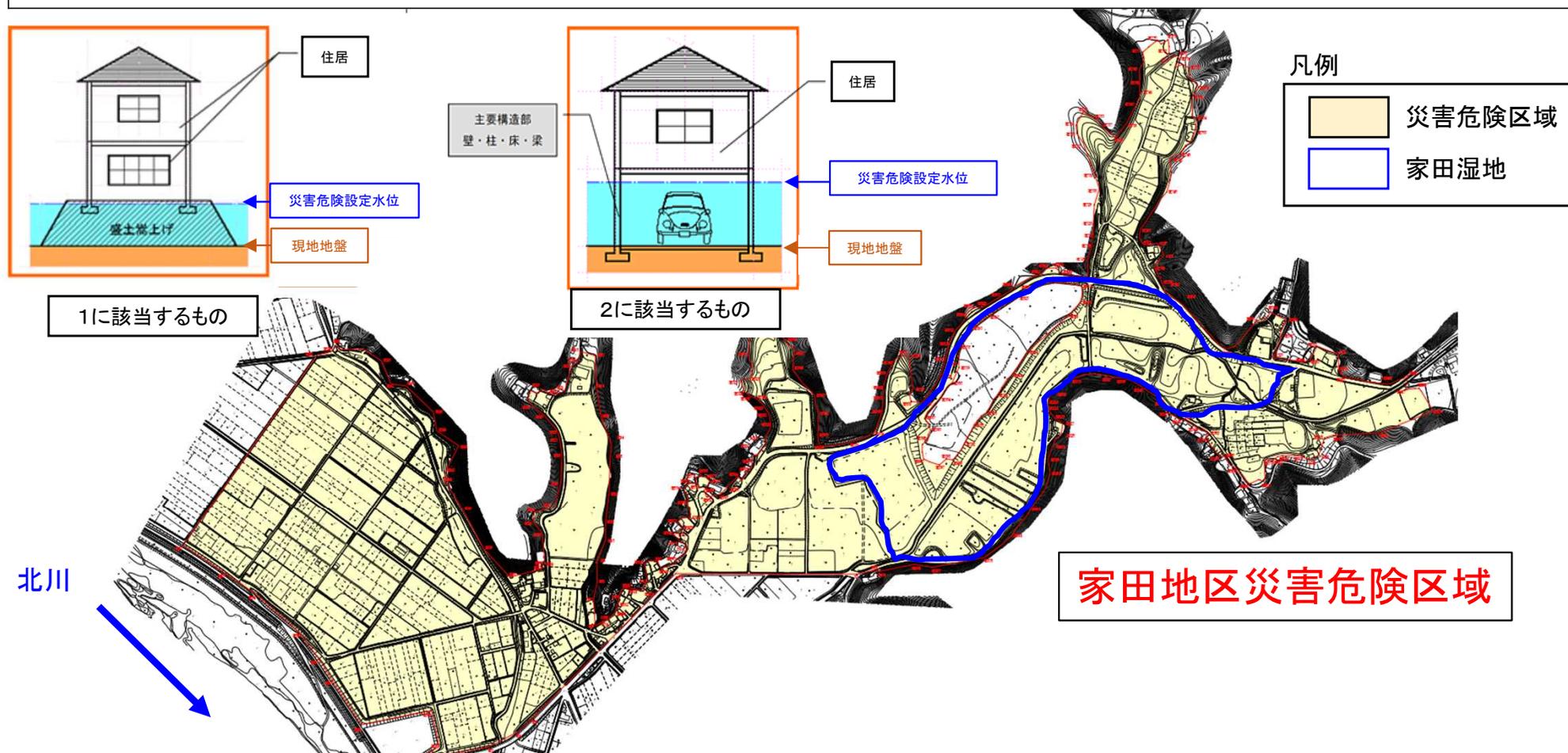
災害危険区域とは、水防災事業の対象となる河川の区間で氾濫を許容する区域に、**住居の用に供する建築物の建築を制限**するため、条例で一定の規制をかけることにより洪水に対する安全性を確保するもの。

延岡市では、建築基準法第39条及び延岡市災害危険区域に関する条例第2条の規定に基づいて、災害危険区域を指定している。

災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物を建築する際は、市長の認定を受ける必要がある。

ただし、以下の災害防止上有効な措置を講ずる建築物その他市長が適当と認める建築物については、建築することができる。

- 1 基礎地盤面の高さを災害危険設定水位以上として建築する建築物。
- 2 主要構造部を鉄筋コンクリート造又はこれに準ずる構造とし、災害危険設定水位以下の部分を住居の用に供しないもの。
- 3 仮設建築物等であって市長が適当と認めるもの。



【事後評価】河川事業（北川（下流））土地利用一体型水防災事業）

3 事業効果の発現状況等

(1) 事業効果の発現状況

事業完了後、近年最大の洪水である令和4年台風14号が発生したが、浸水被害は発生しておらず事業の効果が発現できた。

(H9.9洪水：ピーク流量5,067m³/s 浸水家屋2019戸)

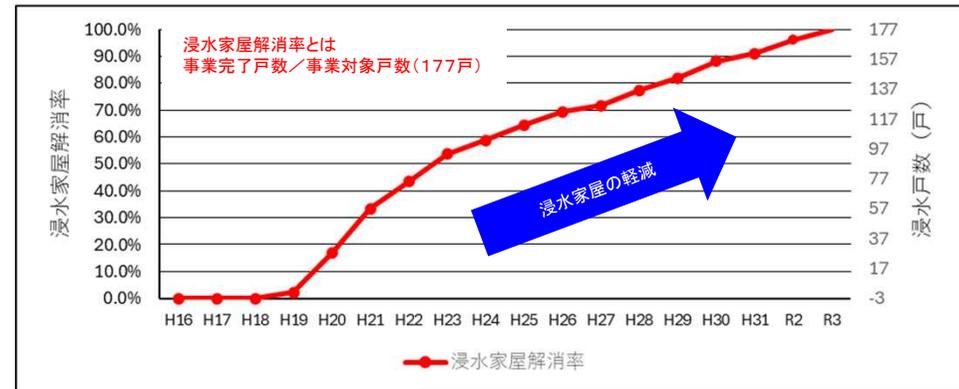
(H17.9洪水：ピーク流量4,376m³/s 浸水家屋 229戸)

(R4.9洪水：ピーク流量4,156m³/s 浸水家屋 0戸)

※河川整備計画流量 4,000m³/s

※既往最大洪水流量 5,067m³/s (H9.9洪水)

北川の浸水被害	要因	浸水家屋			流量
		床上	床下	合計	
平成9年9月	台風19号	1334戸	685戸	2019戸	5,067m ³ /s
平成10年10月	台風10号	20戸	45戸	65戸	2,579m ³ /s
平成17年9月	台風14号	131戸	98戸	229戸	4,376m ³ /s
令和4年9月	台風14号	0戸	0戸	0戸	4,156m ³ /s



※水防災+激特事業による効果

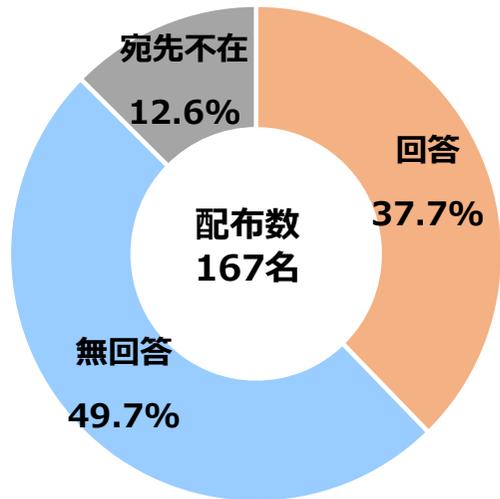


【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

（2）土地所有者の評価

事業の発現状況について土地所有者へのアンケート調査をおこなった。**令和7年度に実施**
 事業の効果を7割以上の方が認めている一方で、令和4年9月の台風14号や近年の降雨の変化を受け追加対策を求める声が半数程度あった。

アンケート回答者の内訳

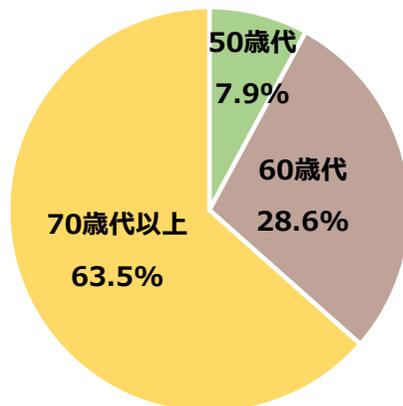


アンケート回答の内訳

配布数	回答者数	回収率
167	63	37.7%

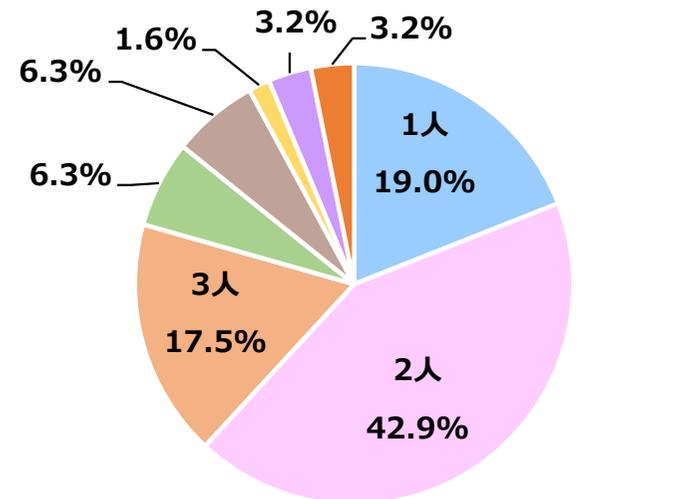
回答者の年齢構成

30歳代未満 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上



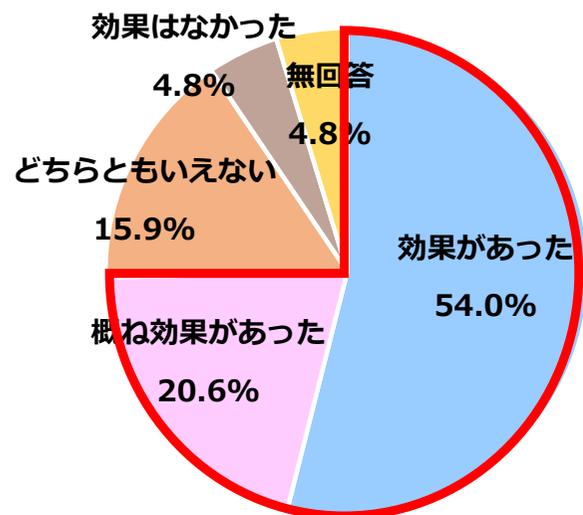
回答者の世帯構成

1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人以上 無回答

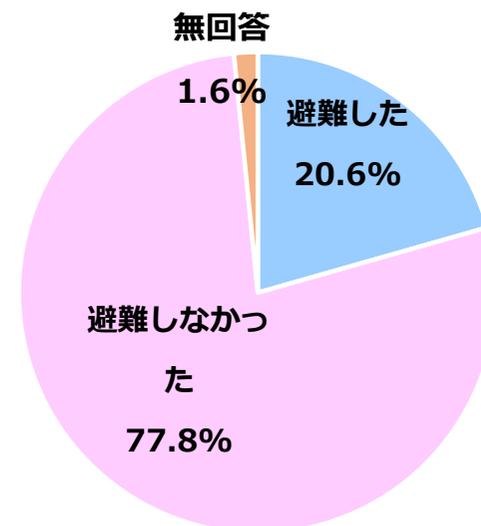


【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

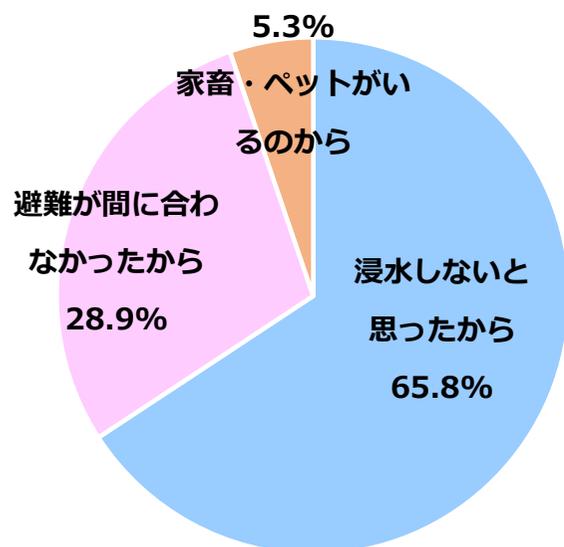
【Q1】工事が完了したことにより洪水に対する浸水被害の軽減に効果があったか。



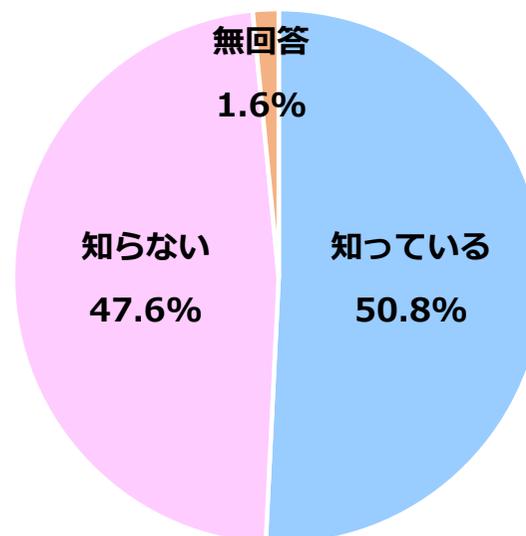
【Q2】令和4年9月の台風14号において避難勧告や避難指示が発令されましたが、避難はしましたか。



【Q2-1】避難をしなかった方は、避難をしなかった理由を教えてください。

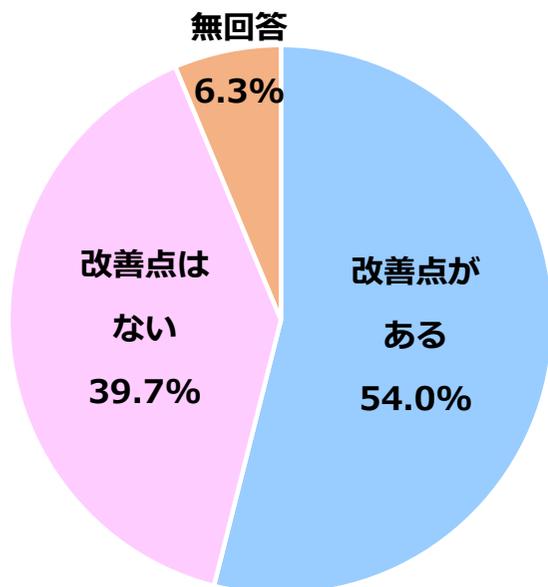


【Q3】工事を行った地区においては、新たに浸水する家屋が建築されないように災害危険区域が指定されていることを知っているか。



【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

【Q4】完成した施設に改善点はあるか。



【Q4-1】その理由はあるか。

【改善点がある理由】

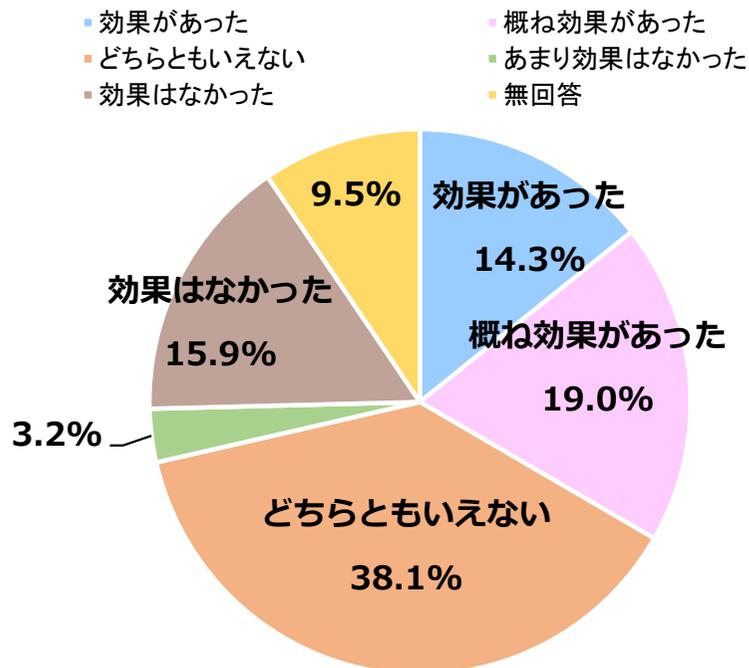
- ・道路の冠水対策を行う必要がある。
- ・嵩上げ対象外の駐車場が浸水する。
- ・農業用倉庫等も嵩上げてほしかった。

【改善点はない】

- ・工事完了後、大きな台風が来てない。
- ・浸水被害がないため。



【Q5】工事を行ったことで、浸水被害の軽減以外の効果はあったか。



【Q5-1】その理由を教えてください。

【他の効果があった理由】

- ・早めの避難を心がけるようになった。
- ・災害が起きていないため安心感がある。
- ・防犯効果

【他の効果はなかった理由】

- ・他の効果が思いつかない。



その他意見

【事業への感謝】

- ・工事完了後は床下浸水がなくなりました。感謝です。
- ・安心して生活できるようになった。
- ・景観がよくなった。

【追加対策の要望】

- ・河道掘削工事を行ってほしい。
- ・追加工事等事業を行ってほしい。
- ・近年は短時間で多くの雨が降っているため、嵩上げ高さが心配。
- ・小屋も嵩上げしてほしい。
- ・浸水対策の見直しが必要。

【環境改善の要望】

- ・田、道路にはどうしてもゴソがたまってしまう
- ・道路に残ったゴミを片付けるのに大変です。

【道路整備の要望】

- ・道路の浸水があるため、道路の嵩上げはできないか。
- ・浸水すると通勤不可となり道路の整備も不可欠だと思います。

【事後評価】河川事業（北川（下流）土地利用一体型水防災事業）

4 事業による環境の変化や環境の保全

宅地の嵩上げのみであるため、事業による周辺環境の改変は行われておらず、そのまま保全されている。

5 施設の維持管理状況

宅地嵩上げ後の施設は所有者の方へ引き渡しを行っており、所有者からの引き渡した施設に変状があったとの報告は受けておらず利用上の問題は発生していない。

6 今後の事後評価の必要性

当区間の整備により、計画規模相当の洪水に対しては、家屋の浸水被害が大幅に軽減されるなど事業効果が発現しており、本事業に関する更なる事後評価の必要性はない。

7 改善措置の必要性

本事業による環境への影響は最小限であり、計画規模相当の洪水に対しても浸水被害が発生しておらず、治水水面においても効果が得られていることから改善措置の必要性はない。ただし、ゴソ対策等の生活環境改善に関する意見があるため、別途、地元自治体と連携しながら対策を検討する。

8 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

本事業の実施により、計画規模同程度の洪水に対しても浸水被害の軽減効果が確認できたが、近年の激甚化・頻発化する水災害から住民の生命や財産を守るため、気候変動の影響を考慮した河川整備計画へ見直しを行う際には、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組を位置づけることが重要である。

事業評価手法については、主要洪水における浸水家屋数との比較や住民アンケートの実施により、効果の確認や改善の必要性等が確認できたことから、見直しの必要性はないと考える。ただし、アンケートを行う場合には、回答率を上げる理解しやすい質問項目を追加し、また、事業実施地区の課題を把握できるような内容に工夫する。